少子化（NAGOYAライフ）　注釈

（注1）年少人口及び年少人口の割合は各年10月1日現在。ただし、名古屋市の昭和41、42、44、46、47、49、52、53年は11月1日現在、43、48、51、54年は12月1日現在の人口。国勢調査実施年は国勢調査人口、それ以外の全国の人口は総務省人口推計、名古屋市の人口は常住人口調査（54年まで）、人口動向調査（56年以降）による。全国の年齢区分別人口は年齢不詳分が按分されているが、名古屋市の年齢区分別人口には年齢不詳分は含まず、年少人口の割合の算出の分母は年齢区分別人口の合計を用いている。

（注2）平成16年版少子化社会白書によると、人口学の世界では一般的に、合計特殊出生率が人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準）を相当期間下回っている状況を「少子化」と定義している。また、当白書では、合計特殊出生率が人口置換水準をはるかに下回り、かつ、年少人口が高齢者人口（65歳以上人口）よりも少なくなった社会を「少子社会」と呼んでいる。

（注3）「合計特殊出生率」とは、その年の15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計のこと。一人の女性が一生に生む子どもの平均数とみなされる。

（注4）名古屋市の合計特殊出生率は、17年から算定方法を全国に合わせ、分母となる年齢別女性人口を日本人人口に変更したため、それ以前の数値とは単純比較ができない。

（注5）出生率とは、出生数（日本で発生した日本人の事象）を当該年の10月1日現在の外国人を含めた総人口で除し、千を乗じて得た数値である（単位は人口千人対）。

（注6）令和元年における名古屋市及び全国の合計特殊出生率並びに名古屋市及び区別の出生率は概数である。